

令和6年度臨時教職員などの登録者を募集します

募集内容

- ①補助教職員Ⅱ小・中・中等教育学校で産前・産後休暇や育児休業などを取得する教職員・教諭・養護教諭・学校栄養職員・学校事務職員(の代理)として勤務します
 - ②初任者研修後補充非常勤講師Ⅱ小・中学校の新採用教諭が校内外研修などで不在のときに、非常勤講師として勤務します
 - ③少人数指導支援非常勤講師Ⅱ小学校や中学校で、教科の少人数指導を担当します
 - ④小学校イングリッシュサポートⅡ英語の授業を支援します
 - ⑤小学校学習生活相談員・中学校教育相談員・適応指導教室指導員Ⅱ不登校などの教育相談や学習支援を行います
 - ⑥通級教室指導員Ⅱ幼児・児童に言語・情緒などの指導と支援を行います
 - ⑦教育支援員Ⅱ特別な支援を必要とする園児・児童・生徒に学習や生活支援を行います
 - ⑧外国籍児童生徒学校生活支援手Ⅱ外国籍の児童・生徒
- に通訳や相談を通して学習や学校生活の支援を行います
- 対象**
- ①②③Ⅱ職種に応じた免許がある人
 - ④Ⅱ職種に必要の免許を必要としない人
 - ⑤Ⅱ教員免許状がある人または英語が堪能な人
 - ⑥Ⅱ教職経験のある人、または児童生徒に対する相談経験のある人、または教育相談に関する資格がある人
 - ⑦Ⅱ資格は必要としませんが、学校教育に理解のある人
 - ⑧Ⅱ資格は必要としませんが、外国語が堪能で学校教育に理解がある人
- 申し込み** 履歴書に必要事項を記入の上、①②③④は随時、⑤⑥⑦⑧は2月2日(金)までに直接学校教育課へ
- ※勤務時間や報酬などの詳細は、問い合わせください
- 問い合わせ** 学校教育課
①②③④Ⅱ(教職員係、☎27) 2788
⑤⑥⑦⑧Ⅱ(児童生徒支援係、☎27) 2790

いせさき初市を開催します

新春恒例の「いせさき初市」を開催します。本町通りに福入りだるまを売る多くの露店が立ち並び、上州焼き饅頭祭や猿回しなどを実施します。みこしの出初めや、商店会連合会による「初市協賛大売り出し」も行われます。ことしの福を求めて、ぜひお越しください。

問い合わせ 文化観光課(☎27-2759)または伊勢崎商工会議所(☎24-2211)

上州焼き饅頭祭 福饅頭神事・大串まんじゅう

伊勢崎神社では、一年の無病息災を願いまんじゅうを奉納する「福饅頭神事」を行います。年男・年女が願いを込めた直径約55センチの大きなまんじゅうに、観光特使ひまわりがみそだれを塗って炭火で焼き上げます。

時間 午後2時開始
会場 伊勢崎神社(本町)



▲福饅頭神事・大串まんじゅう

新春を祝う催しが盛りだくさん

【猿まわし】
時間 午後2時～6時30分
※随時行います
会場 本町通りからくり時計前交差点付近

【新春みこし出初め】
時間 午後7時開始
会場 伊勢崎神社(本町)

【いせさき明治館新春柄銘仙展】
時間 午後1時～8時
会場 いせさき明治館



かわいい猿が芸を披露



▲詳しくは市ホームページへ

令和6年度市民税・県民税の主な税制改正のお知らせ

令和6年度から適用となる市民税・県民税に関する主な税制改正をお知らせします。詳しくは市ホームページを確認してください。

問い合わせ 市民税課(☎27)2717

森林環境税(国税)の創設

森林環境税は、地球温暖化防止などの役割を担う森林を支えるために創設された国税です。令和6年度から個人の市民税・県民税均等割と併せて1人年額1000円を賦課徴収します。その徴収は、全

個人住民税の均等割額および森林環境税の内訳

| 税目 | | 令和5年度まで | 令和6年度から |
|-----------|-----|---------|---------|
| 個人住民税均等割 | 市民税 | 3,500円 | 3,000円 |
| | 県民税 | 2,200円 | 1,700円 |
| 森林環境税(国税) | | — | 1,000円 |
| 合計 | | 5,700円 | 5,700円 |

額が森林環境税として都道府県や市区町村に譲与され、森林の整備や人材の育成、木材の利用や普及啓発などに活用されます。

なお、東日本大震災基本法に定める基本理念に基づき平成26年度から個人の市民税・県民税均等割に上乗せされていた1000円(市民税500円、県民税500円)は、令和5年度で終了となります。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式選択の見直し

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等は、令和5年度まで所得税と個人の市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができましたが、令和6年度からは所得税と個人の市民税・県民税で課税方式を一致させることとなりました。そのため、令和6年度(令和5年分)の所得税の確定申告をした上場株式等の配当所

得等や譲渡所得等は、個人の市民税・県民税でも所得に算入され、国民健康保険税や介護保険料などの他の行政サービスに影響が出る場合があります。課税方式の選択については、自身で慎重に判断してください。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が見直され、令和6年度の個人の市民税・県民税から、国外に居住する30歳以上70歳未満の親族は、左記のいずれかの条件に該当する場合を除き、扶養控除等の適用対象から除外されることとなりました。

- 留学により国内に住所および居所を有しなくなった人
- 障害のある人
- 扶養控除等を申告する納税義務者から前年に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人



▲市ホームページ

まちなかイノベーターNEWS!! 04

地域おこし協力隊

こんにちは！まちなかイノベーターの皆瀬勇太です。今回は私が活動に取り組む上で重要だと考えている二つの要素を紹介したいと思います。

地域の文化や風土をリスペクトする姿勢

一つ目は「地域の文化や風土をリスペクトする姿勢」です。これは、地域の歴史や風土などをなるべく主観を除いて調べ、理解し、尊重する姿勢です。私たちは地域の課題を解決するために活動していますが、課題の全てがだめなものではありません。視点を変えれば課題も特徴であり、時にはメリットにもなります。例えば、商店街の空き店舗が多いという課題は新規出店できるテナントが多いということ、伊勢崎銘仙が新たに生産できないという課題は既存のもの希少価値が上がるということでもあります。このように課題を課題のままにしないため、視点を変えて新しい手法を取り入れていく必要があります。つまり、地域を知らずに小手先の手法を取り入れても、地域に合っていないければ根付くことはないということです。まちづくりは一朝一夕ではできず、小さな取り組みの積み重ねが少しずつまちになっていきます。住民の皆さんに理解され継続できるような取り組みを行うためには、こちらの姿勢や考え方が重要であると考えています。

よそ者の視点を持ち続ける

二つ目は「よそ者の視点を持ち続ける」です。これは地域の中に常に新しい考え方や手法を持ち込む存在であり続けるということです。まちの課題が課題のままであるということは、これまでの施策が思うような効果につながっていないことが一つの要因だと思います。そこで、地域の人には当たり前でも地域の外の人からは魅力的に見える「よそ者の感性」や外部の手法などの新しい視点を持ち込むことで、課題の解決や課題そのものを地域の強みに変えていける可能性があります。

このように、「地域を知りリスペクトを持ちながら外部の視点で活動する」ことを目指し、日々伊勢崎市の課題と向き合い活動を行っています。



▲庚申講に参加した際の様子

問い合わせ 商工労働課(☎27-2754)